

原議保存期間	20年(令和28年3月31日まで)
有効期間	一種(令和28年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
(参考送付先)
各都道府県警察の長

警察庁丙総発第6号
令和7年5月30日
警察庁長官官房長

国家公安委員会・警察庁における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に
係る審査基準及び国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準の一部
改正について(通達)

行政手続法(平成5年法律第88号)第5条の規定に基づき、国家公安委員会・警察
庁における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準(以下「個人情
報保護法審査基準」という。)及び国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査
基準(以下「情報公開法審査基準」という。)を定めているところ、刑法等の一部を
改正する法律(令和4年法律第67号)が施行されることに伴い、個人情報保護法審査
基準については別添1のとおり、情報公開法審査基準については別添2のとおり、そ
れぞれ一部改正することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達は本年6月1日から実施することとし、同日をもって「国家公安委員
会・警察庁における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に
係る審査基準及び国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準の一部改正に
ついて(通達)」(令和4年4月1日付け警察庁丙総発第25号)及び「国家公安委員
会・警察庁における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の一部
改正について(通達)」(令和5年3月28日付け警察庁丙総発第4号)は廃止する。

○国家公安委員会・警察庁における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第2 不開示情報 1～4 (略)</p> <p>5 法第78条第1項第5号(公共の安全等に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 [法令の定め] (略)</p> <p>[法令の解釈] 5-1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。</p> <p>5-1-1～5-1-4 (略)</p> <p>5-1-5 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、<u>拘禁刑</u>、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。</p> <p>5-2～5-5 (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>第2 不開示情報 1～4 (同左)</p> <p>5 法第78条第1項第5号(公共の安全等に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 [法令の定め] (同左)</p> <p>[法令の解釈] 5-1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。</p> <p>5-1-1～5-1-4 (同左)</p> <p>5-1-5 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、<u>懲役</u>、<u>禁錮</u>、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。</p> <p>5-2～5-5 (同左)</p> <p>6・7 (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2 不開示情報 1～3 (略)</p> <p>4 法第5条第4号(公共の安全等に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 [法令の定め] (略)</p> <p>[法令の解釈] 4-1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。</p> <p>4-1-1 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、第4号に該当しない。 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑</p>	<p>第2 不開示情報 1～3 (同左)</p> <p>4 法第5条第4号(公共の安全等に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 [法令の定め] (同左)</p> <p>[法令の解釈] 4-1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。</p> <p>4-1-1 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、第4号に該当しない。 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑</p>

法第二章に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、第4号に該当する。

4-1-2 (略)

4-2～4-5 (略)

5・6 (略)

法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、第4号に該当する。

4-1-2 (同左)

4-2～4-5 (同左)

5・6 (同左)